



## 第61回中小企業団体全国大会（千葉県大会）開催

全国から危機突破へ3300人が結集、団結の力、千葉から発信  
 経済危機の克服、中小企業・組合の活力強化、中央会の機能強化



来賓挨拶をする、森田健作千葉県知事

本会は全国中小企業団体中央会と共催で11月19日千葉市の幕張メッセ・イベントホールにおいて第61回中小企業団体全国大会を開催した。

当日は、「激動のときこそ發揮団結の力！」をキャッチフレーズに全国各地から3300名に及ぶ中小企業組合をはじめとする中小企業団体の関係者の参加のもと、森田健作千葉県知事、直嶋正行経済産業大臣をはじめとする行政庁関係、商工中金をはじめとする関係機関、民主党をはじめとする政党代表等多数の来賓を迎え、決議案の審議をはじめ、表彰、オブションの県産品の物産フェア等、大会は滞りなく盛会裏に終了した。

なお、来年の開催地は奈良県に決定し大会旗が継承された。

議案審議では、本会の坂戸誠一会長が議長となり、中小企業及び中小企業組合等が抱える諸問題に

関して次の議案が上程された。

**I 経済危機の克服、中小企業・組合の活力強化、中央会の機能強化**

① 経済危機に対する中小企業対策の強化  
 ② 持続的成長に向けた中小企業予算の大幅な増額  
 ③ 連携・組織化政策の抜本的強化、組合制度の充実  
 ④ 中小企業団体中央会の機能強化

**II 中小企業に配慮した雇用対策等の推進**

① 中小企業に配慮した雇用対策の推進  
 ② 安心できる社会保障制度等の見直し

**III 公正な競争環境の整備**

① 下請法の整備・機能強化と取引適正化の徹底  
 ② 不当廉売等への迅速かつ実効性ある対処  
 ③ 地元中小企業と官公需適格組合の受注機会の増大実現

**IV 中小企業の経営力の向上**

① 中小企業のIT活用支援の強化・拡充  
 ② 資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充  
 ③ 中小企業の事業継続・活力維持・成長力強化に向けた税制支援の拡充強化  
 ④ 中小企業に配慮した労働・教育政策の推進  
 ⑤ 商店街及び中小商業の活性化支援の拡充  
 ⑥ 中小流通業・サービス業振興対策の強化  
 ⑦ 中小

企業の社会的課題対応への支援強化

続いて、本会の篠原敬治副会長が「景気対策の実施とものづくり支援の強化について」、岩手県中央会の鈴木宏延会長が「連携組織対策、資金繰り対策、中小企業税制の充実強化について」、富山県中央会の黒田輝夫会長が「中小商業・サービス業対策の充実、中小企業に配慮した労働対策の推進について」意見発表し、上程議案・大会宣言は満場一致で採択された。

採択された決議事項は、大会終了後、政府・与党などの関係方面に対して、その実現方、強力な要請活動を展開した。

また、当日は優良組合38組合、組合功労者67名、中央会優秀事務局専従者33名が鶴田欣也全国中央会会長から表彰され、千葉県からは次の団体・個人が受賞した。

【優良組合】▽流山市管工事（協）  
 【組合功労者】中村秀朗（本会理事・協）東金ショッピングセンター代表理事

【中央会優秀事務局専従者】▽東克典（連携支援部主幹兼経営支援課副課長）▽海老根博（連携支援部商業支援課副主幹）

# 現金資金管理

## 資金の循環と企業の成長

企業（組合）経営を財務の視点から考えてみますと、それは資金の循環プロセスとしてとらえることができます。それは生産設備などの固定資産、原材料、労務費などの製造費用に投下されて、製品が生み出されます。さらに、資金は製品を販売するための販売費・営業費などの支出に用いられます。そして、企業の販売活動によって、製品の代金である売掛金や受取手形などの売上債権として回収され、これが後に販売先によって決済されて、ふたたび現金として企業に流入してきます。（ここに追加的な資金の調達や返済があればそれを加えて）この経常的な資金の循環プロセスを繰り返しながら、企業（組合）は利益を獲得して成長していきます。

## 資金管理

企業（組合）の財務管理を進め

ていくうえで大切なことは、売上を上げコストを下げて、収益を上げていくことが一番ですが、利益獲得ばかりに着目し、いかに予算編成を行っても支払いのタイムリミットをはずしてしまい、支払不能の状態に陥ってしまえばなにもなりません。ここで、どうしても企業（組合）の流動性を確保するために資金管理が必要になってきます。

## 黒字倒産の危機

よく「利益はオピニオン（見解）であり、キャッシュはファクト（事実）である」といわれます。利益は、自国の会計基準と自社が採用する基準に従えばこうなりますよという意見を述べているにすぎないというのです。また、利益は計算上だけのものであり、手で触ってみることができません。

一方、キャッシュは実際に触ってみることができると「嘘のつきようがない」というわけですが、したがって、利益がプラスでも、

企業（組合）は決して安心とはいえません。キャッシュフローが続かなくなることで、企業は倒産してしまいます。よく1円でも資金繰りがつかなければ、企業は倒産するといわれています。

黒字倒産という現象があります。例えば、売上やコスト構造が毎年変わらずに推移しても、世の中が不況になり、売掛金の回収が遅くなり、購買先の企業からその支払サイトを短縮するよう要求され、また銀行から貸し渋りをされたり、貸付金の返済を迫られたりすると、黒字でも企業（組合）は倒産してしまいます。

このように、どんなに売上が増加しても、売上代金を現金で回収して初めて儲かったといえるのであり、もし、資金調達の道が閉ざされれば、企業（組合）はいつでも倒産の危機が付きまといまいます。

## 資金管理の目的

資金管理を行う目的は、①資金の円滑な循環を保証し②循環する資金の総量を節約することの2点に集約されます。

①について特に重要なことは、現金資金の管理です。これは支払

い的手段を確保するという意味で、支払不能の危機、つまり財務リスクを回避するということで、支払いのタイムリミットと支払うべき金額のバランスをとることが常に要請されます。

しかし、資金の円滑な循環の保証は、資金の総量が多ければ多いほど確実になりますが、企業（組合）が利用する資金には、それなりのコストがかかりますので多ければ多いほどよい、というわけにはいきません。これが資金管理のもう一つの目的である②ということになり、資金の効率的運用が要請されているのです。

それでは、あたかもトレード・オフの関係にあるような資金の循環の保証と、総量の節約といった二つの目的を同時に果たせるような管理は、何を基準に行っていくべきなのでしょう。

適正な資金管理の保有水準を決定する要因は一般的には次ぎの3点だといわれています。

① 経常的な仕入れ、販売などの業務を円滑に遂行するための必要額を確保しようとするもの  
② 将来の不測事態に備えるためのもの  
③ 有利な投資機会を逃さないための

もので、この三つの要因を考慮に入れて企業（組合）は適正現金資金の保有水準を決定して資金管理を行っていくこととなります。

## 資金繰り悪化の要因

資金繰り悪化の要因で一番多いのが過剰在庫です。在庫は売れて初めて現金になりますが、決算上では資産として現金を持つているのと同じ扱いになります。しかも、商品（在庫）は売れる前に仕入なければならぬので、売上金を受け取るよりも先に、仕入代金を支払うこととなります。商談が成立し納品が完了しても、支払が月末ということはよくあります。その結果、入金が遅れ、借金しないと資金がショートしてしまいます。

黒字なのに資金繰りが悪化する第二の理由は、売掛金（未収金）や貸付金が多いことです。仮に取引先の業績悪化によって売掛金が回収不能となれば、それは不良債権化することになります。

第三の理由としては、経営者の減価償却費に対する理解不足が上げられます。例えば、設備投資のために導入した機械の耐用年数よりも借入れの返済期間が短いと、

減価償却費の金額より毎月の返済額が上回ってしまうことがあります。その結果、利益が出ていたとしても、それが返済に回ってしまい、手元資金はないにもかかわらず税金を支払わなければならない事態になります。

## 現金資金管理

では、黒字倒産を防ぐ方法は何でしょうか。一にも二にも計画的な資金繰り表を作成することです。

資金が足りなくなつてから資金調達を考えても遅いのです。黒字で銀行から借入れがしやすい状

況にあるときこそ、ある程度前もって、先を見越した融資をしてもらうことが大切なのです。

銀行から融資を受ける場合には、その返済計画の前提として必ず資金繰り表の実績と計画の提出を求められるのが通例です。

資金繰り表は日次、週次、月次等、どのような頻度で作成される

うとも、最低限「期首現金有高」＋「当期現金収入」－「当期現金支出」＝「期末現金有高」の内容を盛り込む必要があります。そして、どのような様式の資金繰り表を採用しようとも、そこには現金

資金の一定期間におけるフローとストックの増減としてとらえることができます。

そのために、資金繰り表は過去の資金管理の結果を分析する際にも有効ですが、一般的には将来における現金資金の運用計画などに多く利用されています。

以下、資金繰り表（様式）の一例を紹介します。

◎詳細は

商業支援課金融担当

Tel 043-33063284

工業支援課金融担当

Tel 043-2423277

資金繰り表

科目		月	月	月	
前期繰越高					
営業収支	収入	現金売上高			
		手形受取高			
		売掛金入金高			
		手形期日落・割引高			
		その他の営業収入			
	支出	現金仕入高			
		手形振出高			
		買掛金支払高			
		手形決済高			
		割引手形決済高			
営業収支過不足					
財務収支	収入	短期借入金			
		長期借入金			
		その他			
	支出	短期借入金返済			
		長期借入金返済			
次月繰越高					
主要勘定残	受取手形				
	売掛金				
	支払手形				
	買掛金				
		割引手形			

前期繰越 + (営業収入 - 営業支出) + (財務収入 - 財務支出) = 次期繰越

# 「インサージェント」の目

## 何故変れない、何故変えられない？ 経営革新の隘路と打開策

### 何故今「経営革新」か

二〇〇九年版中小企業白書では、副題に「イノベーションと人材で活路を開く」と謳っており、「前年来の金融危機の影響が实体经济に波及し、景気後退局面で厳しい経済状況にある今こそ、中小企業が優秀な人材を獲得する好機である。人材を活用して研究開発活動やアイデアのひらめきを契機とした新たな製品・サービスの開発、創意工夫といったイノベーションに取組んでいく事が重要である。」と訴えている。また中小企業のイノベーションの特徴として①「経営者のリーダーシップ」②研究活動以外の「現場での創意工夫」③「ニッチ市場の開拓」を挙げている。ここでいう「中小企業のイノベーション」とは「経営革新」そのものである。言葉は変えているが中小企業にとっては「切り札」とも言うべき「経営革新」を、今この

時期に持ち出さざるを得ないとこのに経済産業省の本音が見え隠れしている。つまり、過去十年来のゼロ金利政策で金融政策は機能を失っており、麻生政権になって再び財政政策に肩入れしたものの、これまた財源難からデッドロックに乗り上げている。政府主導の経済政策は万策尽きた形で、残るは「民間企業のイノベーションに期待する以外、経済成長を維持する手段は他に無い。」ということの裏返しに思えて仕方が無い。

### 「イノベーション」とは何か

「イノベーション」とは、「新機軸」「革新」の意味で、アメリカの経済学者「シュンペーター」が一九二一年に著した「経済発展の理論」の中で定義した言葉である。単なる景気の循環を超えて生産や消費の能力が拡大する原動力となるのが企業家によるイノベーションの働きであり、本来は国民経済シ

ステム全体の現象として論じたものである。例えば鉄道が駅馬車に取って代わるように、「従来の延長線には無い新たな技術やノウハウの出現があるからこそ経済発展がもたらされる」のであり、その担い手となるのが企業家と呼ばれる人達である。彼らはリスクを冒して「物(原材料)や人(人材、労働力)の新たな結合」を行い、①「消費者の間で未だ知られていない、あるいは新しい品質の財貨の生産」、②「新しい生産方法の導入」、③「新しい市場や販路の開拓」、④「原料あるいは半製品の新しい供給源の獲得」、⑤「独占的な地位をもつ新しい組織の実現、あるいは独占の打破」といったイノベーションを実現する。企業家のイノベーションの動機は利潤の獲得にあり、イノベーションこそが利潤の唯一の源泉である。そして、これを支えるのが銀行による貨幣創造の仕組み(資本主義経済における

信用創造)であるというのである。

### イノベーションは「痛み」を伴う

社会現象としてイノベーションを見た場合、新しい結合の担い手である企業家は、殆どの場合、古い結合の担い手つまり「商品の慣行的な生産過程や商業過程を支配していた人達」とは異なっている。そのため、イノベーションが進行する過程においては、勃興する人達と没落する人達とが並存し関係者に社会的地位の変化をもたらしことになる。また、企業家は新しい結合を行うにあたって、必要とする物や人を、何らかの形で古い結合から奪い取る形で調達せざるを得ない。そのため、イノベーションの進行過程においては、国民経済全体に「資産(物や人)の転用」が起る。これらの現象は「創造的破壊」とも呼ばれ、イノベーションに避けられない「痛み」の部分

である。企業家は「旧勢力の抵抗を受けながら旧慣行的な結合を切り崩し、その切り崩した破片を用いて新たな結合を組み立てていく」という「矛盾に満ちたプロセス」を余儀無くされることになる。

## 経営革新は「企業内のイノベーション」

さて、「経営革新」という言葉は通常国民経済ではなく企業のレベルで用いられることから、「経営革新は企業内におけるイノベーション」と言うことが出来る。したがって、経営革新も「物（原材料）や人（人材、労働力）の新たな結合」を意味することについては何ら変わりがない。しかし、経営革新においては国民経済のレベルと決定的に違うところがある。それは、「経営革新の担い手、すなわち新しい結合の担い手は、通常旧慣行的な結合の担い手と同一人物であることが要請される。」ということである。つまり、経営革新の場合には、「同じ組織、同じ人間の中で創造的破壊をもたらさなければならぬ」ということになる。それでも大企業の場合には、当該目的のための新組織を作って旧来の事業から新

事業に適した人材を転籍させることが出来るであろう。しかし中小企業の場合にはそうした余裕が無いので、敢えて経営革新を起そうとすると、恰も母親が自分の子供を生むための陣痛を味わうように、自分自身あるいは旧来の組織のま

イノベーションと経営革新		
	イノベーション	経営革新
範囲	国民経済全域	企業内
規模	大規模	小規模
担い手	新旧で異なる	新旧で同じ
KFS (成功要因)	資金調達 貨幣創造	自覚・啓蒙・教育 組織風土改革
	企業家精神・活動	

まで、矛盾を抱えながら「生みの苦しみ」を味わわなければならぬ。どの経営者も経営革新の必要性を感じながら実行に移せない、あるいは実施しようとしなないのは、イノベーションに伴うこうした痛みを回避しようとするからに他ならない。具体的には、従来慣れ親

しんだ生活様式や仕事のやり方、道具を捨て、リスクを負って新たな生活様式を身に付けなければならぬのであるが、こうしたことに不安や怖れを抱いてしまうからである。そのため何とかして従来スタイルを変えずに新しい付加価値を生み出そうとするのであるが、イノベーションにとっては所詮自己矛盾であり不可能なことなのである。

## 原点に立ち返ってビジネス・モデルを組み替える

それでは、イノベーションの定義である、「物（原材料）や人（人材、労働力）の新たな結合」をもたらしにはどうしたらよいであろうか。それには、「既存の事業を創業の原点に立ち戻って見直す」以外に無い。新事業を起す時には、ビジネス・モデルを組み立てることが不可欠のように、既存の事業にもビジネス・モデルがあった筈である。だが、長年の生活習慣は人々の行動様式を固定化し、その本来の意味さえ忘れさせてしまう。全ての行動が反射的になり、少しでもこれと異なる思想を持ち、異なる行動様式をとる者はその社会

に適應できない異端者として排除されてしまう。しかし、そうした行動様式そのものが「慣行的な物と人の結合」であって、これを一旦は「捨て去る」ことをしない限り新たなビジネス・モデルに基づく結合は不可能なのである。なぜなら、経営革新の場合、「捨て去った行動様式」は、いわば器であって、古い酒を捨てたとたん、直ぐに新たな酒をつぎ込まなければならぬからである。

## 変化を受容する組織風土

しかし、その器が人間である場合、すぐさま新しい酒を注ぎ込むことには通常困難を伴う。胃袋が消化不良を起すように、慣れない食物に拒否反応を起すからである。当面は徐々に慣れさせるより方法は無いのであるが、鍛えることによってどんな食物でも食べられるようになるのと同様、人も啓蒙や教育・訓練によって、ものの考え方や行動様式を変えることが出来る。そのような「変化を受容できる組織風土」を醸成することで経営革新の痛みを和らげることが可能になるのである。

（中小企業診断士 新井将平）

## 組合Q&amp;A

## 組合員の加入・脱退

## 加入

## ■ 加入の意義

組合への加入とは、組合設立の場合に、組合員資格を有する者が組合員となることをいうのではなく、組合成立後において、組合員資格を有する者が組合員となることをいいます。

加入は、組合と組合に加入しようとする者との間で結ばれる契約であり、加入しようとする者の加入の意思表示（申込み）とこれに対する組合の承諾とによって成立するものです。

## ■ 加入の態様

組合の加入は、その形態からみて、大きく原始加入と持分承継加入とに分かれます。

原始加入とは、組合員資格を有する者が、新たに組合に対して出資の払込みを行なって加入することであり、持分承継加入とは、既存の組合員の有している持分の全

部または一部を承継することにより、組合員となることです。

原始加入、持分承継加入ともに法律上の効果に差異はありませんが、原始加入の場合には、申込者が引き受けた出資口数相当金額を払い込んでから組合員となりうるものが持分承継加入と比べて手続的に若干異なります。

また、持分承継加入は、組合員が死亡することによって、その相続人が死亡した組合員の持分を承継する相続加入と、持分譲渡によって、譲受人が譲渡人たる組合員の持分を承継する譲受け加入とに区分されます。

なお、組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとする場合には、定款の定めるところによって、その加入することにつき組合の承諾を得なければなりません。この承諾は業務遂行の範囲と解されていますので、理事会の決議により決定されます。

「組合員資格」については前月号参照。

## 脱退

## ■ 脱退の意義

脱退とは、組合の存続中に特定

の組合員が組合を脱し、その組合員としての地位を失うことをいいます。組合は人的結合によって成り立っていますが、いったん組合員となった者でも、構成員として不適格になり、または組合に留ま

ることを欲しないようになれば、法律の規定によって当然に、或いは組合員の自由意思によって組合を脱退することができます。

組合員は組合を脱退すると、それまで有していた組合員としての権利義務の一切を喪失することになり、以後その組合員との間には、持分の払戻や未納賦課金の納付などの清算関係だけが残ります。

## ■ 自由脱退

組合員は、自分の意思により自由に組合を脱退することができます。この脱退の自由は、加入の自由とともに法律によって定められている組合の基本原則ですから、それがどのような理由に基づくものであれ、組合員から脱退の意思表示がなされた場合には、組合はこれを拒否したり、これに条件を付すことはできません。脱退は、加入の場合と異なり、組合員の一方的な意思表示によって効果を生じ、組合の承諾を必要としません。

## ■ 法定脱退

法定脱退とは組合員の意思のいかんに関わらず、法の定める一定の事由が組合員に発生することによって、その組合員が当然に組合を脱退し、組合員としての地位を喪失することをいい、次の4つが定められています。①組合員資格の喪失②死亡または解散③除名④公正取引委員会の排除審決（協業組合は②、③の事由のみ）。

組合員が、上記の法定脱退事由に該当するに至ったときは、その組合員は直ちに組合を脱退することになります。したがって脱退の時期も自由脱退の場合のように事業年度の終わりではなく、その事由が発生した時点です。

しかし、脱退者の持分の算定は、自由脱退の場合と同様事業年度の終わりにおける組合財産によって行うべきものとされていますので、法定脱退の場合も持分払戻請求権は、その事業年度末までは行使することができます。

なお、法定脱退事由のうち、組合員資格の喪失及び解散については、当該事由が発生した場合は組合に届出るよう予め定款・規約等で定めておくことによいでしょう。

# ■ 組合Q & A

## 加入拒否の「正当な理由」

Q. 組合法第14条は、組合員資格を有するものであっても、組合は、正当な理由があれば加入を拒否できると解されるが、正当な理由とはどのような理由をいうのか。

A. 一般的に保障されている加入の自由が具体的な特定人に対して保障されないこととなっても、組合の趣旨から、或いは社会通念上からも不当でない認められる理由に、次のような場合が考えられる。

(1) 加入申込者側にある理由 ① 加入申込者の規模が大きく、これを加入させると組合の民主的運営が阻害され、或いは独禁法の適用を受ける恐れがある場合 ② 除名された旧組合員が直ちに加入申込をしてきた場合 ③ 加入申込前に員外者として組合の活動を妨害していたような者である場合 ④ その者の加入により組合の信用が著しく低下する恐れがある場合 ⑤ 組合の定款に定められている出資の引受、経費の負担等が履行できないことが明らかである者の場合。

(2) 組合側にある理由 ① 共同施設の稼働能力が現在の組合員数における

利用量に比して不足がちである等、新規組合員の増加により組合事業の円滑な運営が不可能となる場合。

## 法定脱退した組合員の持分譲受加入の是非

Q. 組合員Aが組合員資格喪失により法定脱退したが、その未払持分を譲受けることによりBの加入を理事会で承諾した。このような資格喪失者の未払い持分で譲渡加入ができるのか。

A. 脱退した組合員の持分は、脱退と同時に持分のもつ身分権的なものが喪失しており、持分払戻請求権という債権として残っているだけである。

したがって、既に法定脱退した者の組合員として権利義務を承継することとなる譲受加入ということとはあり得ず、当該譲受人の加入は新規加入の手続きによらなければならぬ。

## 脱退を申し出た組合員の取扱い

Q. 組合法第18条により組合を自由で脱退することができるが、その予告期限、脱退の時期等は組合法により90日前までに予告し、事業年度の終了日に脱退できるよう

になっている。

したがってそれまでは組合員の地位を失っていないから、その組合員も他の組合員と同様に議決権の行使、経費を負担する等の権利、義務を有するが、脱退者の申出の点についての効力と其の取扱い方について。

(1) ① 4月10日に脱退を申出た場合  
② 12月28日に申出た場合。  
(2) 脱退申出の組合員がその後の組合運営についての権利義務を主張し行使できるか否か。

(3) 脱退者はその申出日以降組合賦課金の納入をせず期末まで見送ることになるが、その間の取扱い方について。

(4) 脱退した組合員に対し期末に精算等の上、出資金の払戻をするが未納賦課金を其の際持分払戻する場合相殺して差し支えないか。

A. 説例の組合事業年度末が3月31日であれば、(1)の①②は、いずれも90日の予告期間を満たしているため、脱退の申告があった日の属する事業年度末までは、組合員たる地位を失わないから、一般組合員と差別してはならない。したがって、(2)についても事業年度末までの期間内は組合員としての権

利義務を負わなければならないし、また(3)にいうごとく、賦課金を納入しないならば組合員としての義務を怠ることになり、除名、過怠金の徴収等の制裁も定款の定めにしたがって可能となる。(4)については、脱退した組合員が組合に対して未納賦課金その他の債務を負っている場合は、組合は組合法第22条の規定による持分の払戻停止によって対抗でき、或いは民法第505条の規定により払戻すべき持分とその債務とを相殺することができる。

## 持分払戻の対象となる組合財産

O. 組合員が脱退する場合、定款の規定により、組合に対して持分の全部または一部の払戻を請求することができるかとされているが、その算定対象となる組合財産はいつ時点のものか。

A. 持分の払戻の対象となる財産は事業年度末の(通常総会で承認された)財産によって算定する。

「持分」については7月号参照。

◎詳細については

設立相談室  
Tel 043-306-3285



# 中小企業者へ官公需の発注を

## 中小企業者の受注機会増大のための支援策

中小企業の振興策としては、金融や税制による経営基盤強化のための支援、補助金による技術開発の支援等がありますが、中小企業が製造している製品や提供しているサービスの需要を拡大していくことも非常に効果的な対策で、こうした考え方から設けられたのが「中小企業者の受注機会増大のための支援策」です。

そこで国では、これらの官公需を中小企業者が受注し、経営の強化に役立てるよう「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）を定め、中小企業者に官公需の受注機会をできるだけ多く与えるために国が講ずべき措置等について、次のように具体的に定めています。

□国等は物件の買入れ等の契約を締結するに当たっては、予算の

適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならないこと。また、この場合において契約の相手方として組合を活用するように配慮しなければならないこと。

□受注機会増大の努力の方向とそれを裏づける措置を明らかにするために、国は、中小企業者向け契約目標額と受注機会の増大のための具体的な措置等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の方針」を毎年閣議で決定し、公表すること。（第4条）

□契約の方針の実効を確保するための措置として、各省各庁の長等が毎年度終了後、国等の契約実績の概要を経済産業大臣に通知すること

□経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し必要な措置を講ずるよう要請でき

ること。

□地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保を図るための施策を講ずるよう努めなければならないことなどです。

国はこの法律と「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づいて、地域の中小企業者の適切な評価、分離・分割発注の推進、前倒し発注及び適正な納期・工期の設定、適正価格での契約等の推進、情報提供の促進、発注情報等の提供、調達手続に関する簡素・合理化、中小企業者の自主的努力の助長など各種の措置を講ずるとともに、地方公共団体に対しても中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずることを要請しています。

また、千葉県においても国と同様に「中小企業者に対する県等の官公需契約の方針」を定め、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じています。

### 官公需適格組合の活用

先に述べたとおり、官公需法において、「国等は、対価を支払うべき契約を締結するに当たっては、

予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」（第3条）と定めています。

また、中小企業者に関する国等の契約の方針においては、「国等は、中小企業者が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定めており、さらに、「競争参加資格審査における「総合点数の算定特例の活用」、官公需適格組合の国等の機関における受注実績の公表等を行うこととしているほか、「国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める」ことも盛り込まれています。

### 官公需適格組合受注促進協議会

本会では、官公需適格組合やこれから適格組合の証明を受けようとする組合が、受注能力の向上や情報交換を通じて、中小企業の官公需に関する諸問題を解決するために、千葉県官公需適格組合受注促進協議会（会長 鹿野新一郎浦

# 策 施

安建設(協)理事長)が設置されております。会員は次のとおり。

▼千葉県石油(協)▼浦安建設(協)  
▼千葉市中央塗装(協)▼成田市電設事業(協)▼松戸ビル管理業(協)▼千葉市書店(協)▼富津転業土木造園(協)▼浦安市書店(協)▼千葉市台帳測量(協)▼千葉県消防設備(協)▼千葉県北総生コンクリート(協)▼千葉県測量設計補償(協)▼千葉県西部電気工事工業(協)▼千葉県害虫防除(協)一▼(協)シー・ソフトウェア▼袖ヶ浦市測量設計業(協)▼千葉県ビルメンテナンス(協)▼千葉県水道管工事(協)▼市原市一般廃棄物処理業(協)▼千葉県水道管整備工事業(協)▼柏市廃棄物処理業(協)▼(協)業)銚子車検センター▼柏市再生资源事業(協)業)▼市川市書店(協)▼千葉県建設防水工事業(協)▼千葉印刷団地(協)▼千葉化学工業薬品(協)

◎国等の契約方針、官公需適格組合については本誌9月号参照。  
詳細は商業支援課  
Tel 043-306-3284

## 官公需発注情報<平成21年度下半期>

県下の官公需発注情報をお知らせ致します。誌面の都合上、調査にご協力いただいた回答の中から抜粋掲載致しましたので、入札の詳細につきましては、直接、下記の担当窓口までご照会下さい。なお、工事の金額につきましては公表はしておりません。

区分	発注官公庁名	担当窓口	発注物品、役務工事名	発注概算金額(千円)
国等	国立がんセンター東病院	会計第二課 04-7133-1111 (代表)	院内等清掃業務委託一式	-
			一般廃棄物等収集運搬処理業務委託一式	
			清掃区域保守管理業務一式	
			宿日直事務業務委託一式	
			駐車場管理業務委託一式	
市町村等	銚子市	総務企画部総務課 0479-24-8950	旧国民宿舎解体工事	-
			屋根防水改修、雨樋改修及び自然排煙装置交換工事	
			市道1020号線歩道舗装工事	
	佐倉市	経済環境部商工観光課 043-485-6145	平成21年度校務用 パーソナルコンピュータ購入	-
			平成21年度校務用 パーソナルコンピュータ用ソフトウェア購入	
			平成21年度畔田7-154号線排水設備工事	
			神社跡地公園整備工事	
			佐倉図書館屋根防水改修工事	
	我孫子市	総務部管財課 04-7185-1111 (代表)	ガス式コンベクションオープンの購入	-
			天王台防災備蓄倉庫建設工事	
エコフォルダー・エコ段ボール作成業務委託				
22年度版収集カレンダー印刷業務委託				
印西市	総務部管財課 0476-42-1111 (代表)	松山下公園汚水排水整備工事(その2)	-	
山武市	総務部財政課 0475-80-1122	(仮称)さんぶの森交流センター建築工事	-	
		山武市役所成東庁舎冷暖房設備改修工事		
		第21-1期配水管布設工事		

官公需情報のポータルサイトが開設されました。詳細はP.15参照。

## 千葉県の中企業向け融資制度

# セーフティネット資金

■**資金使途**：設備資金、運転資金

■**融資期間**：設備資金10年以内、運転資金7年以内

■**償還方法及び据置期間**：割賦償還（据置期間1年以内\*市町村認定5号は2年以内）

### ■市町村認定

□**融資対象者**：(1)中企業者等であって、セーフティネット保証（中企業信用保険法第2条第4項）に係る市町村長の認定を受けたもの

1号：再生手続開始申立等関係、2号：事業活動の制限関係、3号：地域・業種関係、4号：地域関係、5号：業種関係、6号：破綻金融機関等関係、7号：金融取引の調整関係、8号：金融機関の貸付債権の譲渡関係

(2)中企業者等であって、国が指定した激甚災害を受け、経営に支障を来しているもの

□**融資限度額**：1中企業者等8,000万円

□**融資利率（固定）**：3年以下=1.7%、3年超5年以下=1.9%、5年超7年以下=2.1%、7年超=2.3%

### ■市町村認定以外

□**融資対象者**：中企業者等であって、次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの

(1)最近3ヵ月又は6ヵ月の売上が直近3年間のいずれかの同期と比べて3%以上減少しているもの、(2)取引先企業の倒産に伴い、売掛債権が回収困難となっているもの、(3)組合員の経営破たんにより資金繰りに支障を生じているもの（組合に限る）、(4)中企業者等であって、特定の災害により被害を受け、その復旧のための資金を必要とするもの

(5)その他知事が特に必要と認めたもの（利益率減少対策枠）平成22年3月31日まで。

□**融資限度額**：1中企業者等3,000万円（(4)のみ6,000万円）

□**融資利率（固定）**：3年以下=2.0%、3年超5年以下=2.2%、5年超7年以下=2.4%、7年超=2.6%

### ■制度融資の改正（平成21年12月1日施行、平成22年3月末までの時限措置）

□**融資期間の延長**：セーフティネット資金（市町村認定5号）の運転資金について、要綱で定める融資期間（7年）を超えて返済期間の延長ができる年数を現行の1年から3年とする。

□**借換え制度の緩和**：借換への対象となる資金が1つしかなく、かつ、借換え前の資金の返済額を下回る借換を認める。

◎詳細は本会又は現在取引のある金融機関へお問い合わせください。

□商業支援課金融担当 Tel. 043-306-3284

□工業支援課金融担当 Tel. 043-242-3277

## 千葉県の小規模企業

# 経営セーフティ共済加入促進事業

千葉県では、総合経済対策の一環として、金融危機等の影響により増加傾向にある小規模事業者の連鎖倒産の抑制を図るため、中小企業基盤整備機構が運営する「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）」へ新規に加入する県内の小規模事業者に対して掛金の一部を助成することにより、同制度への加入を促進します。

### ■助成要件

次の(1)から(4)のいずれにも該当する方が助成対象となります。

- (1) 共済に加入資格のある、千葉県内に主たる事業所を有する**従業員5人以下の小規模事業者（会社又は個人）**であること

ただし、千葉県信用保証協会における信用保証対象外業種を除きます。

信用保証対象外業種の詳細は、千葉県信用保証協会のホームページ等でご確認ください。  
千葉県信用保証協会HP <http://www.chiba-cgc.or.jp/>

- (2) 平成21年4月1日から平成22年1月15日までに共済に加入した者  
(3) 当該助成金の申請日までに継続して6ヶ月以上の掛金（前納した金額を含む）を納付した者  
(4) 県税を滞納していないこと

※助成予定件数を越えた場合には、申請を締切ることがあります。

加入年月日	助成の可否
～平成21年3月31日	助成対象外
平成21年4月1日～平成21年9月30日	助成対象
平成21年10月1日～平成22年1月15日	前納の場合のみ対象
平成22年1月16日以降	助成対象外

### ■助成対象となる金額

- 平成21年4月1日から平成22年3月1日までに納付した、加入後6ヶ月以内の掛金に相当する金額とします。

### ■助成金の額等

- 助成金の額は、助成対象となる金額の3分の1（千円未満切捨て）とします。  
 助成金の限度額及び期間は、第1回目の掛金納付月から起算して6ヶ月分、かつ、合計16万円を限度とします。

### ■申請期間

- 平成21年8月3日（月）から平成22年3月5日（金）まで  
\* 共済制度の詳細については、次ページ、または中小企業基盤整備機構のホームページ、パンフレット等をご覧ください。 中小企業基盤整備機構HP <http://www.smri.go.jp/kyosai/index.html>

【問合せ先】 千葉県庁商工労働部経済政策課 TEL.043-223-2704（直通）

情報連絡員報告を中心とした

## 県内の中小企業動向

### 10月

#### ■パン製造 【県下全域】

新型インフルエンザの影響により、小・中学校の休校、学級閉鎖があいつぎ、更に、シルバーウィークや台風による臨時休校等で、学校給食の納入回数が減少し、売上高も減少した。

#### ■味噌製造 【県下全域】

出荷は前月より増加したが、年末に向けた仕込量を増したため、在庫増につながった。1～8月の全国出荷累計は、前年比96.6%。

#### ■製麺 【県下全域】

最近、麺類関係の展示会が、毎月のように開催されている。比較的元気なラーメン系の催しの中で「つけ麺」が再び注目され始めた。

#### ■製材 【県下全域】

新築が少なく、リフォーム需要が中心となっている。

#### ■製材 【木更津】

内需不振のため、工場の操業率が低下しているため、原木の輸入も減少している。

#### ■印刷 【県下全域】

10月の売上高は、前月と比較し

て官・民需共に横ばい。漸く下げ止まったとの思いと同時に二番底に向かつての悪化が心配。

今月は、県内印刷会社の倒産が1件、廃業が1件あった。

#### ■生コン製造 【県下全域】

民間需要が低迷しているため、非常に厳しい状況である。

#### ■電気鍍金 【県下全域】

新聞報道等では、一部(大手企業)景況が持ち直したとのことであるが、中小企業では依然として、景況は不透明である。

#### ■鉄工 【千葉】

設備操業度は、依然として低水準下での推移が続いていることから、厳しい局面を脱しきれない。

#### ■機械部品製造 【野田】

依然として厳しい状況であるが、少し受注が出てきている。

#### ■機械部品製造 【流山】

9月の在庫調整に伴い10月上旬は受注量が増したが、その後は減少し、総受注量に変化はないようである。

依然、景況に変化はなく、経営者は、まだ底があるのではないかと心配している。

#### ■総合卸売 【千葉県・東京都】

総じて景況回復の実感なし。単価・数量とも微減傾向。

#### ■食肉卸売 【千葉市他】

肉全般の動きが悪い。

#### ■建築材料卸売 【県下全域】

コンクリートから人への趨勢のなか、セメント関連は極端な不況産業として如何に存続するか緊喫の課題が突きつけられている。

#### ■セメント業種単体では、全社赤字であり、更なる統廃合は避けられない。出荷量予測も毎月減少の一途、収益は最悪更新。

組合員の中には千葉だけでは維持が難しく、東京に合併されるなど、数だけ同じでも、実態がなくなっているケースも散見される。

#### ■自動車解体 【県下全域】

鉄鋼需要の低迷で、鉄スクラップの価格が安いいため、利益が出しにくい状況。

#### ■小売 【柏】

販売価格の下落が続いている。来街者の減少と重なり、売上げ減・収益悪化が進んでいる。

#### ■電気機器小売 【県下全域】

エコポイントのおかげで、今月は全体的に伸びている模様。各地区の売り出しの結果が良い。

#### ■農業機械販売整備 【県下全域】

国内向け農機需要はピーク時の3分の1以下となり、3000億円を切り、輸出も半減。構造不況が続いている。

#### ■建設揚重 【県下全域】

例年は10月がピークだが、今年是一段と落込んでいる。

#### ■害虫防除 【県下全域】

蜂の駆除依頼、特に屋根裏、オオスズメバチの依頼が殺到した為利益に結びついた。

#### ■遊覧船 【鴨川】

台風の影響もあり、アクアライの効果があるとはいえ、一部を除き、観光業界全体が入園、乗船数で前年比減少。

#### ■一般廃棄物処理 【千葉】

前年比は未だ手の届かない状況。前年比は好転しているものの、民主党政権の「子ども手当」を当て込んで、大手塾は分塾を増やす方向に動いているようだ。中小塾への影響がでてくるのは必至か。

#### ■土木建築サービス 【県下全域】

依然と厳しい状況にある。

#### ■ソフトウエア 【県下全域】

引き続き厳しい状況である。政府の事業洗い出しの影響が懸念される。

#### ■建設 【県下全域】

公共工事に依存している、当建設土木業界は工事の減少により、各社の体力が落込んでおり、悪化している。

#### ■県内の商店街がおもてなし宣言

来秋の第65回国民体育大会(ゆめ半島千葉国体)と第10回全国障害者スポーツ大会(ゆめ半島千葉大会)で県内を訪れる人たちを歓迎するため、県内商業4団体(千葉県商店街連合会、千葉県商店街振興組合連合会、千葉県共同店舗協議会、千葉県商業専門店協同組合連合会)は共同で「商店街おもてなし宣言」を出した。

これは、県内を訪れた人たちが心地よく過ごし、楽しい思い出を持ち帰っていただくために、商店街の役割は大きいとして、各店舗が心のこもったおもてなしをしようというもの。

国体は、毎年各県持ち回りで開催されており、本県においては、昭和48年に開催された第28回大会「若潮国体」以来37年ぶり2度目の開催となる。

# お知らせ

## 官公需情報ポータルサイトの開設

中小企業庁は、国・独立行政法人及び地方公共団体（発注機関）がホームページ（HP）上に掲載している入札情報を検索するサイトを開設（運用開始）しました。

官公需情報ポータルサイトは、発注機関がインターネット上で提供している入札情報を容易に検索・閲覧できるサイトです。

「物品・役務・工事」といった受注内容別や、納品や工事場所などの「地域」別、「発注機関」別など、中小企業者の個別のニーズに応じて入札情報を検索することができます。

この入札情報は、発注機関がHP上に情報を公開してから1日程度経過した後にポータルサイトのデータベースに登録されます。（ただし、発注機関が公告するすべての入札情報の提供を保証するものではありません。）

<http://kankou.jp>

なお、このサイトは本会のHPともリンクしています。ご利用ください。

[www.chuokai-chiba.or.jp](http://www.chuokai-chiba.or.jp)

## 商工中金、千葉県とアクアライン効果活用ローン創設

商工中金千葉支店は千葉県と連携して「千葉県アクアライン効果活用企業ローン」を創設しました。

このローンは、千葉県が実施する「東京湾アクアライン効果活用企業」の認定を受けた千葉県内の企業を対象に、アクアライン効果を活かした取組みに必要な設備資金・運転資金を融資するものです。

設備資金は融資額が1億円以内、貸付期間10年以内（2年据置）、金利は商工中金の通常金利から0.2%の優遇措置。

運転資金は融資額が5000万円以内、貸付期間5年以内（2年据置）、金利は商工中金の通常金利から0.1%の優遇措置。

◎詳細は商工中金

千葉支店

TEL 043・2488・2049

松戸支店

TEL 047・3655・4504

押上支店浦安出張所

TEL 047・3505・0011

## 新法を活用した商店街活性化のノウハウ研修

今年7月に「地域商店街活性化法」（本誌9月号参照）が成立しました。本研修は（株）全国商店街支援センターが主催し、実践的なトレーニングを通じて、受講生の皆様に商店街活性化を推進するためのノウハウとスキルを習得していただくものです。

「カリキュラム」

柏会場（柏商工会議所会館）

403会議室、午後1時～5時

1月19日▽地域商店街活性化法のポイント▽商店街を再生する気概を有するリーダーの育成

1月26日▽商店街を活性化させるツボと仕組み▽多様な連携による商店街の活力づくり

2月2日▽賑わいを生むソフト事業▽魅力ある商店街空間づくり

参加料は無料です。希望の方は

FAXかメールで

①お名前②郵便番号・住所③商店街名④メールアドレス⑤電話番号

⑥ファックス番号⑦受講会場名

柏を明記して申し込みください。

FAX 03・3264・8672

Email: [kensyu-t@landrains.co.jp](mailto:kensyu-t@landrains.co.jp)

## 工業統計調査にご協力を

経済産業省では、「工業統計調査」を平成21年12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的とし、調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業、大学などでの研究資料など、広く利用されているところです。

皆様からご提出いただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

本調査は、県、市町村を通じて実施します。今年も調査員が「調査員証」を携行してお伺いいたしますので、ご協力をよろしくお願いたします。

対象：製造業を営む事業所

調査内容：従業者数、製造品出荷額、在庫額、原材料使用額など

◎問い合わせ先

千葉県総合企画部統計課

統計調査室工業担当グループ

TEL 047・2263・2227

## 中央会の主要行事予定

1月15日午後3時ポートプラザ

▽理事会・新春賀詞交歓会

3月5日4時ポートプラザ

▽正副会長会議

3月19日3時ポートプラザ

▽理事会（予算）

5月6日2時中央会会議室

▽監事会

5月7日2時30分ポートプラザ

▽正副会長会議

5月7日3時ポートプラザ

▽理事会（決算）

5月28日2時30分ポートプラザ

▽第54回通常総会

6月23日3時ポートプラザ

▽専門委員会

\* \* \*

7月15日神奈川県

▽関東甲信越静ブロック会長会議

11月18日奈良県

▽第62回中小企業団体全国大会

お詫びと訂正

本誌前月号の「千葉県中央会の概要」の記事で副会長篠原啓治とあるのは篠原敬治の誤りでした。ご本人及び読者の皆様にお詫びして訂正いたします。